三　前項の規定による届出に係る発電用の自家用電気工作物と一般電気事業者が維持し、及び運用する電線路とを直接に又は一般電気事業者以外の者が維持し、及び運用する電線路を通じて間接に電気的に接続されている状態でなくなつたとき。
四　その他経済産業省令で定める場合に該当するとき。

第三款　広域的運営推進機関

第一目　総則

（目的）
第二十八条の四　広域的運営推進機関（以下「推進機関」という。）は、電気事業者が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視及び電気事業者に対する電気の需給の状況が悪化した他の電気事業者への電気の供給の指示等の業務を行うことにより、電気事業の遂行に当たつての広域的運営を推進することを目的とする。
（法人格）
第二十八条の五　推進機関は、法人とする。
（数）
第二十八条の六　推進機関は、一を限り、設立されるものとする。
（名称）
第二十八条の七　推進機関は、その名称中に広域的運営推進機関という文字を用いなければならない。
2　推進機関でない者は、その名称中に広域的運営推進機関という文字を用いてはならない。
（登記）
第二十八条の八　推進機関は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。
2　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。
（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）
第二十八条の九　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八条の規定は、推進機関に準用する。

第二目　会員

（会員の資格等）
第二十八条の十　推進機関の会員の資格を有する者は、電気事業者に限る。
2　推進機関は、会員の資格を有する者の加入を拒み、又はその加入について不当な条件を付してはならない。
（加入義務等）
第二十八条の十一　電気事業者は、推進機関にその会員として加入しなければならない。
2　第三条第一項の許可を受けて電気事業（特定規模電気事業を除く。）を営もうとする者及び第十六条の二第一項の届出をして特定規模電気事業を営もうとする者は、その許可の申請又は届出に先立つて、推進機関に加入する手続をとらなければならない。
3　前項の規定により推進機関に加入する手続をとつた者は、同項の許可を受けた時又は同項の届出が受理された時に、推進機関の会員となる。
4　電気事業者は、推進機関に加入した場合には、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
（脱退等）
第二十八条の十二　会員（特定規模電気事業者である会員を除く。）は、第十五条第一項から第四項までの規定による第三条第一項の許可の取消しにより、当然、推進機関を脱退する。
2　会員は、次に掲げる場合を除き、推進機関を脱退することができない。
一　第十五条第一項から第四項までの規定により第三条第一項の許可が取り消された場合
二　第十四条第一項の許可（電気事業（特定規模電気事業を除く。）の全部の廃止に係るものに限る。）を受ける場合
三　第十六条の二第三項の届出をする場合
四　その他経済産業省令で定める場合

第三目　設立

（設立要件）
第二十八条の十三　推進機関を設立するには、その会員になろうとする七以上の電気事業者が発起人とならなければならない。
2　発起人は、定款及び業務規程を作成した後、会員になろうとする者を募り、これを会議の日時及び場所とともにその会議開催日の二週間前までに公告して、創立総会を開かなければならない。
3　定款及び業務規程の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の決議によらなければならない。
4　創立総会では、定款及び業務規程を修正することができる。
5　第三項の規定による創立総会の議事は、その開会までに発起人に対して会員となる旨を申し出た電気事業者及び発起人の半数以上が出席し、その出席者の議決権の三分の二以上で決する。
6　推進機関の成立の日を含む事業年度の業務の運営に必要な事項（予算を含む。）の決定は、第二十八条の三十三の規定にかかわらず、創立総会の決議によることができる。
7　第二十八条の三十四本文の規定は、前項の規定による創立総会の議事に準用する。この場合において、同条本文中「総会員」とあるのは「その開会までに発起人に対して会員となる旨を申し出た電気事業者及び発起人」と読み替えるものとする。
8　第二十八条の三十八及び第二十八条の三十九の規定は、創立総会の決議に準用する。
（認可の申請）
第二十八条の十四　発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した認可申請書を経済産業大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。
一　名称
二　事務所の所在地
三　役員の氏名及び住所並びに会員の商号
2　前項の認可申請書には、定款、業務規程その他経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。
（認可の基準）
第二十八条の十五　経済産業大臣は、前条第一項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、設立の認可をしなければならない。
一　設立の手続並びに定款及び業務規程の内容が法令に適合していること。
二　認可申請書、定款及び業務規程に虚偽の記載がないこと。
三　役員のうちに第二十八条の二十一各号のいずれかに該当する者がいないこと。
四　業務の運営が公正かつ適正に行われることが確実であると認められること。
五　当該申請に係る推進機関の組織がこの法律の規定に適合するものであること。
（理事長への事務引継）
第二十八条の十六　設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を理事長に引き継がなければならない。
（登記）
第二十八条の十七　推進機関は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。
2　推進機関は、前項の設立の登記をしたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。